

1. 議事日程

〔令和2年第2回安芸高田市議会6月定例会第18日目〕

令和2年 6月26日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第44号 安芸高田市職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第3 議案第45号 安芸高田市副市長定数条例の一部を改正する条例
日程第4 議案第46号 財産の無償譲渡について【あじさいネット設備機器】
日程第5 議案第47号 安芸高田市光ネットワーク設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第6 議案第48号 安芸高田市まち・ひと・しごと創生基金条例
日程第7 議案第49号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例
日程第8 議案第50号 令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）
日程第9 請願第1号 種子（たね）を農家・農民が自家増殖することを原則禁止とする種苗法改定案の取り下げを求める意見書の採択を求める請願書
日程第10 議案第51号 令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）
日程第11 発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
日程第12 発議第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
日程第13 発議第4号 種苗法の改正に関する意見書について
日程第14 閉会中の継続審査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	武岡隆文	2番	新田和明
3番	芦田宏治	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則
9番	大下正幸	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	金行哲昭	16番	青原敏治
17番	水戸眞悟	18番	先川和幸

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

14番 塚本 近 15番 金行哲昭

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市長	児玉 浩	副市長	竹本 峰 昭
教育長	永井 初 男	総務部長	西岡 保 典
企画振興部長	猪掛 公 詩	市民部長	宮本 智 雄
福祉保健部長兼福祉事務所長	大田 雄 司	産業振興部長	重永 充 浩
産業振興部特命担当部長	行森 俊 荘	建設部長兼公営企業部長	平野 良 生
教育次長	福井 正	消防長	土井 実貴男
総務課長	内藤 道 也	財政課長	高藤 誠

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	森岡 雅 昭	事務局次長	佐々木 浩 人
総務係長	國岡 浩 祐	主任主事	岡 憲 一



午前10時00分 開議

- 先川議長 皆様おはようございます。
定刻になりました。
ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。
森岡事務局長。
- 森岡事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長より、3,000万円以上、1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について、2件の報告がありました。
写しをお手元に配付いたしておりますので、御承知ください。
以上で、報告を終わります。
- 先川議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。
次に、本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議をいただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長 児玉史則君。
- 児玉議会運営委員長 おはようございます。
議会運営委員会から報告をいたします。
本日の会議の運営につきまして、去る6月23日に議会運営委員会を開き、次のとおり、本日の日程に追加しましたので、報告いたします。
追加案件となる議案第51号並びに発議第2号から第4号の件は、それぞれ提案理由説明の後、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行うことといたしました。
以上、報告を終わります。
- 先川議長 以上で、報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において14番塚本近君、及び15番 金行哲昭君を指名いたします。



- 日程第2 議案第44号 安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第45号 安芸高田市副市長定数条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第46号 財産の無償譲渡について【あじさいネット設備機器】
- 日程第5 議案第47号 安芸高田市光ネットワーク設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第48号 安芸高田市まち・ひと・しごと創生基金条例

○先川議長 日程第2、議案第44号「安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」の件から、日程第6、議案第48号「安芸高田市まち・ひと・しごと創生基金条例」の件までの5件を一括して議題いたします。

本案5件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 宋戸邦夫君。

○宋戸総務企画常任委員長 令和2年6月9日付で、本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった5議案につきまして、6月12日に総務企画常任委員会を開き、市長、副市長、及び、関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第44号「安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に支給する特殊勤務手当について、国の規則に準じて本市においても支給できるよう条例の一部を改正するものであります。

審査の過程において、委員より、「この条例で、消防職員の特殊勤務手当として明確に種類を分けているのであれば、消防職員の特殊勤務手当についての附則の改正も必要になるのではないか」との質疑があり、執行部より、「新型コロナウイルス感染症にかかわる特殊勤務手当の対象業務については、救急搬送業務のように消防職員にしか該当しない作業もあるが、保健師や一般行政職員が防疫作業に従事する場合は、消防職員を含めた全ての一般行政職員に該当する作業が想定されるため、防疫等作業職員の特殊勤務手当の特例として整備している。」との答弁がありました。

次に、議案第45号「安芸高田市副市長定数条例の一部を改正する条例」は、本市の副市長を2人体制にするため、定数を1人から2人に改正するものであります。

審査の過程において、委員より、「現在、副市長を2人体制にしなければ対応できないような緊急を要する事業や計画はないと思うし、類似団体では1人制にされているところが多い。また、現在の社会情勢として新型コロナウイルス感染症対策で経済が疲弊している中で人件費もふえることになるので、副市長を2人にするより、まず機構改革を考える必要があるのではないか。」との質疑があり、執行部より、「財政健全化など早急に対応しなければならないものもあり、今回の新型コロナウイルス感染症対策を初め、新たな時代に対応する仕組みづくりが求められていると思っている。こうした急激な変化に対応して、スピード感を持って、迅速かつ丁寧に対応した行財政運営を行うことが安芸高田市の持続可能な発展につながっていくと考えており、予算以上の効果があると確信している。」との答弁がありました。

次に、議案第46号「財産の無償譲渡について【あじさいネット設備機器】」及び、議案第47号「安芸高田市光ネットワーク設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、一括して審査いたしました。

議案第46号は、光ネットワーク設備において、耐用年数の経過するサーバー類等の機器をIRU事業者は無償譲渡することで、今後の機器更新費用を当該事業者負担いただくもので、議案第47号は、議案第46号における無償譲渡に伴い設置管理条例を一部改正するものであります。

審査の過程において、委員より、「もし、途中で事象が発生し、IRU契約が解除になった場合、機器を無償譲渡してしまうと、次のIRU契約が結べないような状況が発生する可能性があるため、何らかの条件をつけた契約を締結しておく必要があるのではないか。」との質疑があり、執行部より、「設備機器については、設置から5、6年経過すると性能的に周囲の状況に対応し切れない状態になってくるので、現在の事業者が撤退することになった場合は市所有の光ケーブルを使用し、新たな通信事業者で用意いただくよう考えている。ただし、指摘の可能性も考慮し、今後IRU事業者と協議していきたいと思っている。」との答弁がありました。

次に、議案第48号「安芸高田市まち・ひと・しごと創生基金条例」は、安芸高田市の人口減に歯止めをかけ、今後も安芸高田市らしさを維持しながら、持続的に発展することを目的に、市外の企業からの企業版ふるさと納税の推進に取り組んでおり、この仕組みを最大限活用するため、企業からの寄附を積み立てる基金を創設し、必要な事項を定めるものであります。

以上の5議案について、慎重に審査し、採決した結果、全て原案のとおり可決するべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○先川議長 これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対して、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論あり)

○先川議長 討論がありますので、これより本案5件を個別に討論、採決を行います。

まず、議案第44号「安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第44号「安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例

の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号「安芸高田市副市長定数条例の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論あり)

○先川議長 討論がありますので、まず反対討論の発言を許します。

8番 児玉史則君。

○児玉議員 議案第45号に反対の立場で討論をいたします。

現在、議会では当市の厳しい財政状況を勘案し、今年の11月の市議会の改選に関しましては、18名の定数から2名減の16名にしております。また、執行部でも、これまでも職員数の削減、人件費の削減に取り組まれ、経費の削減に継続して取り組まれているところです。そういった中で、副市長2名体制は、これまでの財政健全化に反する取り組みと考えざるを得ません。

一方で、現在の新型コロナウイルスとの共存社会は今後1年以上続くと考えられ、さらにコロナ収束後にかけても、これまで以上に財政が厳しくなることは目に見えて明らかです。

そういった中、財政健全化に向けて、あらゆる施策の見直しや新規事業への取り組みはスピードを上げ、副市長人件費以上の効果を上げることが必要ですが、そういった取り組みが必要との市長のお考えには同意をいたします。

また、総務企画常任委員会で審議し可決された議案ではありますが、その後、河井議員からの金銭授受の問題が発覚し、現在市長としての進退を含めた責任の取り方が不明確な中では、本議案の判断は、時期尚早と言わざるを得なく、現時点では本議案に反対の立場で討論といたします。

○先川議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 11番、熊高です。

今、児玉議員から反対討論がありましたが、今回、総務企画常任委員会でも検討されたように、財政の面からの意見もいろいろありましたけれども、数字だけでない、人の力というものをどう生かすかという視点で、2人体制にし、その2人目の副市長が先ほど児玉議員からもあったコロナ対策、そういったものにしっかりと対応できるようなシステム的なものも含め、体制づくりをするということで、財政の厳しさを上回るような政策実現に結びつけていただきたいという思いで、このことに対して理解をしておるものでございます。

以上です。

○先川議長 次に、反対討論の発言を許します。

10番 山本優君。

○山本議員 議案第45号「副市長定数条例の一部を改正する条例」案に対して、反対討論を行います。

現在、社会ではコロナウイルス対策で、財政的にも大変なときであります。市の財政状況も非常に厳しい状況となっております。また、そういう中で、国のコロナ対策による来年度の交付金も減額が予想されているところでございます。

案として、機構改革案などなく、唐突に副市長2人制の提案は、近隣類似団体、大体人口2万5,000人程度の団体を見ても、2人制をとっているところはありません。副市長1人で十分機能していると思いますし、これからも機能していくと思います。

2人にするによって、人件費が約年間1,300万円。それに今年度は、2人にするによって、副市長室の改装などで、また費用がかかってまいります。

今年度から新市長となられましたけれども、新規の大きな事業もなく、抽象的な目標を掲げておられますが、2人制にする明確な根拠が見当たりません。まずは、職員の活用、機構改革を行ってみて、どうしても必要であるということになってからでも、改正案はよいのではないかと思います。

財政的に、また目的の根拠、また経費的にも現状では2人制は必要ないと思い、反対討論といたします。

○先川議長 次に、賛成討論の発言を許します。

2番 新田和明君。

○新田議員 2番、新田和明でございます。

私は、議案第45号、賛成としての討論をさせていただきます。

先ほどおっしゃったとおりで、安芸高田市は大変に予算的にも少なく、大変な状況ではありますが、こんな複雑な社会情勢の対応や事務の効率化、また国や県のデジタル化の対応を今後本市において進めていくためには、ビッグデータの解析をもとに人工知能、AI、情報革新、ICT技術により、業務の効率化が求められてまいります。

そのために、行政の一番苦手とする縦割りを横につないでいく、担当課を超える業務の遂行が必要と考えます。そのとき必要とされるのが、スキルを持った人材であり、指示命令が可能な副市長だと私は考えます。

市民に理解されるよう、安心、安全なまちづくりにスピード感を持って施策の展開ができることを期待し、賛成の立場としての討論とさせていただきます。

以上です。

○先川議長 次に、反対討論の発言を許します。

5番 山根温子さん。

○山根議員 議案第45号に反対討論をいたします。

この議案が出たときに、専門性を持ってスピード化した財政を立て直すという、さらには横串を通してプロジェクト化した行政運営を行うということに、本当に期待をするところでございました。

しかし、この数日の中で、河井議員からの買収目的を知りながらの受け取りということがあったということを認められた。県内の近隣市町の首長の動向を見ますと、今まさに児玉市長の進退をはっきりされた中で、動かすべきものではないかと考えます。

ということで、今回の45号については反対をいたします。

○先川議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
(賛成討論なし)

○先川議長 賛成討論なしと認めます。
次に、反対討論の発言を許します。
(反対討論なし)

○先川議長 反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第45号「安芸高田市副市長定数条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第46号「財産の無償譲渡について【あじさいネット設備機器】」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。
(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第46号「財産の無償譲渡について【あじさいネット設備機器】」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第47号「安芸高田市光ネットワーク設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第47号「安芸高田市光ネットワーク設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第48号「安芸高田市まち・ひと・しごと創生基金条例」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第48号「安芸高田市まち・ひと・しごと創生基金条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第49号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第7、議案第49号「安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 秋田雅朝君。

○秋田文教厚生常任委員長 令和2年6月9日付で本委員会に付託されました、議案について、審査結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった1議案につきまして、6月15日に文教厚生常任委員会を開き、市長、副市長、教育長、及び、関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第49号「安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例」は、「介護保険施行令」及び「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」が施行されたことに伴い、本市における該当世帯の介護保険料を軽減するため、条例の一部を改正するものであります。

審査の過程において、委員より、「市費の負担分があるということだが、消費税の増税分を財源にしているということは、市費の負担分が消費税分で賄われるということか。」との質疑があり、執行部より、「市費の負担分については、一般会計からの繰入金となっており、単独の市費となっている。」との答弁がありました。

以上、議案について、慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決するべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○先川議長 これをもって委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

- 先川議長 討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。  
これより、議案第49号「安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第50号 令和2年度安芸高田市一般会計補正予算(第4号)

- 先川議長 日程第8、議案第50号「令和2年度安芸高田市一般会計補正予算(第4号)」の件を議題といたします。

本案は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長 青原敏治君。

- 青原予算決算常任委員長 令和2年6月9日付で本委員会に付託されました、議案の審査結果を次のとおり報告をいたします。

付託されました案件について、6月22日及び23日の2日間、予算決算常任委員会を開き、市長、副市長、教育長並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第50号「令和2年度安芸高田市一般会計補正予算(第4号)」は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9億2,021万2,000円を増額し、予算の総額を、226億5,064万7,000円とするもので、令和2年度当初予算で組まれていた骨格予算へ、政策的な経費を肉づけする予算であります。

審査を通じて出された、特徴的な質疑とその答弁は次のとおりであります。

総務部の所管につきましては、委員より、「RPA導入調査研究事業は、どの程度を目指して調査するのか。」との質疑があり、執行部より、「RPAは、民間企業等では最近多くの導入が進んでおり、大きな自治体では既に導入している状況もある。ただし、RPAは、得意、不得意分野があり万能ではないため、本市の業務に照らし合わせ対応できる業務を洗い出し、並びにサンプル的なシステムを構築し、費用対効果等の検証を進めたい。」との答弁がありました。

消防本部の所管につきましては、委員より、「女性職員用の施設改修工事で、どこまで改善されるのか。また今後も改善の余地があるのか。」との質疑があり、執行部より、「仮眠室、洗面シャワー室、洗濯スペースを一つのエリアに集中させる環境整備である。現在、男性職員と共有しているもの、使いにくい場所に点在しているものがあり、これらを一つにまとめることで利便性が高まると思う。先進事例を視察し、平均的な女性用施設を確認した上で決めており、今後追加改修をするこ

とは考えていない。」との答弁がありました。

市民部の所管につきましては、委員より、「第二次環境基本計画は、どのような思いで取り組まれるのか。」との質疑があり、執行部より、「今回の計画は、第一次環境基本計画の反省をもとに、国・県等の基本計画を参考に、施政方針に掲げるゼロカーボンシティに向けた取り組みを盛り込みながら作成していきたい。」との答弁がありました。

教育委員会の所管につきましては、委員より、「吉田小学校・向原小学校のトイレ洋式化の改修後の方向性は。」との質疑があり、執行部より、「小学校のトイレ洋式化は、これで一定の整理ができることになる。来年度以降は中学校の洋式化に着手し、洋式化率の低い吉田中学校か美土里中学校が対象になると考える。」との答弁がありました。

産業振興部の所管につきまして、委員より、「鳥獣対策アドバイザーに地域おこし協力隊員を活用する考えはなかったのか。」との質疑があり、執行部より、「地域おこし協力隊員は過去に有害鳥獣対策で1名公募し、3年間の任務期間終了後、猟友会の会員として活躍をいただいている。今回については、地域の実情を知った方に取り組んでいただきたいことから、地域おこし協力隊の活用は考えていない。」との答弁がありました。

建設部の所管につきまして、委員より、「現代では核家族が普通であり多世代同居は少ないと思うが、多世代同居支援事業は要望があったのか。また、支援はどのような条件を考えているのか。」との質疑があり、執行部より、「かねてより定住の相談の中に、老後は両親と暮らしたい、他の地域に住んでいる親御さんを自分の家に引きとって同居したいといった、補助金を求める声があった。平成29年度では、バリアフリーなどのリフォーム補助金で対応していたが、現在はない状況であり、新たに多世代同居支援を事業化した。条件は、3親等内の親族が同居することで、家屋改修は住居の機能回復、また機能向上で母屋だけでなく納屋も可能で、市道などを挟んで敷地が離れた住居も対象としている。また、子供さん等の大学・就職のため転出された場合の補助金返還の条件は設定をしていない。」との答弁がありました。

本補正予算について、慎重に審査した結果、補正額、補正内容等、適正であると判断し、議案第50号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○先川議長 これをもって委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論あり)

○先川議長 討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。
反対討論はありませんか。

(反対討論なし)

○先川議長 反対討論なしと認めます。
次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 先ほどの議案第45号と同じように、現在、河井の問題で、いろいろ疑念が払拭されていない市長の提案された肉づけ予算ということですから、本来なら見直していくというのが筋かというふうに思います。

今回の補正予算の中身を見まして、種をまくための予算だというふうに表現をされておりましたが、私から見るとこれまで随分荒れた畑に少しずつ、ならしたところに種をまいていくんだと見えておりますので、その種をどんなふうに育てるかということ、これから見たいというのもあります。

河井についての説明責任は、十分果たせるいとまがありませんでしたから、この後にも記者会見等、あるいは市民に説明をするということをして伺っております。あるいは、副市長人事についても、今回は見合わせるというふうなことを議会運営委員会の中で確認をできましたので、ここはこの予算、コロナ対策も含め、いろんな意味で重要な予算であります。

児玉市長の色があまり出てないという表現もされる皆さんもいらっしゃるし、逆にそういったところを先ほど申し上げた荒れた畑に少しずつ種をまいていくんだという、着実な意図が見えますので、それを今後、河井のことも説明責任も含めて、どんなふうにされるんかということが、非常に大きなポイントではありますが、今回の補正予算というのは、そういった市民生活に重要な内容がありますので、私は今後の説明責任をしっかりと期待をしながら、この予算に対しては、一定の賛成をすべき条件であるというふうに考えて、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○先川議長 ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第50号「令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 請願第1号 種子（たね）を農家・農民が自家増殖することを原則禁止とする種苗法改定案の取り下げを求める意見

書の採択を求める請願書

○先川議長 日程第9、請願第1号「種子（たね）を農家・農民が自家増殖することを原則禁止とする種苗法改定案の取り下げを求める意見書の採択を求める請願書」の件を議題といたします。

本件は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長 熊高昌三君。

○熊高産業建設常任委員長 令和2年6月9日付で、本委員会に付託されました議案の審査結果を次のとおり報告をいたします。

付託のあった請願1件について、6月16日に産業建設常任委員会を開き、審査を行いました。

請願第1号「種子（たね）を農家・農民が自家増殖することを原則禁止とする種苗法改定案の取り下げを求める意見書の採択を求める請願書」は、今国会へ提出されている種苗法改定案は、現種苗法のもとで認められた、農業者が種子を購入し、栽培した作物から種をとる自家増殖の自由が、原則禁止で許諾制となり、しかも違反者には刑罰の対象となるという、農業者にとって非常に厳しい改定案であるため、種苗法改定案を直ちに撤回する意見書を政府と国会へ、提出することを求めるものであります。

審査は、種苗法改定案の内容について認識を深めた後、紹介議員から請願内容についての詳細説明を受け、協議を行いました。

委員より、「今後に向けて育成者権者をどのように守るのか。また、農業者に農業がどのように動いているかを知っていただくことが必要である。食糧自給率が40%を満たない中で、日本の農業を守る改定案になることを願っており、今回の改定案は取り下げて、農業者の皆さんの理解を得ながら周知し、改めて日本の農業に向けて進められるような法律ができることを望み採択すべき。」との意見がありました。

以上、請願について審査し、採決した結果、採択するべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○先川議長 これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

2番 新田和明君。

○新田議員 先ほど、熊高委員長の報告で大体理解はできたんですけども、種苗法の一部を改正する法律について、5月19日、また6月19日に江藤農林水産大臣から記者会見の中の説明があり、私も直接聞くわけにはいかないので、YouTubeをもって動画で視聴させていただきました。

その中で、種苗開発者が農家に高額な許諾料を求めることは常識的でない。また、改正に当たって、海外への種苗流出のリスクを減らすことができる。また、現行法ではそれができないということの説明もあり、

まだ審議入りが決まったわけでもないのに、この程度ということも印象に残りました。

その辺についてどのようにお考えか伺います。

○先川議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

11番 熊高昌三君。

○熊高産業建設常任委員長

議員の質疑にあるように、そういった心配も当然ありますし、政府の発表というのも今おっしゃったようなことでありますが、安芸高田市の農業を考えたときに、そういったことで本当に安心できるかどうかというようなことも、委員会の中でいろいろ議論がありました。

そういった観点から、現在の政府の出しておる案が全て間違っているとは私も思いませんが、やはり国民のいろいろ議論を聞くと、まだまだ安心できる内容でない。一旦取り下げて、ゼロから国民の意見、あるいは多くの農業者の意見を聞きながらすべきだろうということで、委員会としては採択をさせていただきました。

○先川議長

ほかに質疑ありませんか。

7番 石飛慶久君。

○石飛議員

本当に種苗法の改正というのは、大きな問題で、議論が消費者、農業関係者以外の方々も関心を持ってる大きな問題になっていってます。これを取り下げるという形をとるべきか、そうではなくて優良品種や育成者権者を保護することによって、海外へ流出している種子を防止することによって、日本の農業振興に役立てていこうというのが目的の法改正です。

これを基本として、まだまだ議論が足りない部分は、煮詰めていく。在来品種をまとめていこうとか、今、立憲民主党の議員さんも提案をされていたり、いろんな形で肉づけをし、そして議論を深め、農業振興、本当に在来品種を含めて、どのような日本が安心、安全な食糧を消費者に提供できるか。非常に難しい問題です。

現在は育成者権者をまず守るという目的のテーブルがあるわけですから、そのテーブルに対して、慎重審議していくべきところだと思います。

今、取り下げると、逆に後退してしまい、日本の農業振興に大きな痛手をこうむるというのは目に見えています。現に育成者権者、この法改正を望む農業従事者もいるという現実を忘れてはいけないと思います。

他市町の千葉市とか、京都市、三重県などは、取り下げじゃなくて、慎重に審議し、登録品種の自家増殖の許諾の費用の手続など、農業者の負担の軽減を図ること。または、種子法の廃止後も引き続き地方交付税の措置をとること。などなど、いろんな意見をつけて、慎重審議を国、団体へ提出しております。

ということで、本当に取り下げでいいのか。今の段階では、取り下げでなく、慎重審議にすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○先川議長

答弁を求めます。

11番 熊高昌三君。

○熊高産業建設常任委員長

石飛議員のおっしゃることも非常によく理解をできるんですね。育成者権者の権利を守る。これも大事なことです。海外で、ブドウ等も含めて、いろいろそういった課題が出ておるということを踏まえて、今回の法律改正案だというふうに思います。

ただ、国民、世論の状況を見ますと、委員長の個人的な感覚でもありますけれども、現在のコロナ禍の中で、政府がそういった議論を十分できる体制にない中で、こういったものを取り上げてくるということに、一定の不安を持っておられるということも国民の多くの皆さんの実態でもあろうと思います。

ですから、しっかり早くつくるということも十分私は必要だと思いますので、取り下げても本当に必要なものなら、そこをしっかりと国民の意見、あるいは農業者の意見を聞きながら、素早く改めて提案をする。そういったことが現在の政府に私は問われておるのではないかというふうに思います。

政府の今の状況、河井の問題も含めて、いろいろあります。そういったことで、政府に対する不安というのがこういったことにもつながったと思いますので、政府がそういったことを受け止めて、しっかり早く皆さんの意見を集約した、いい法律をつくっていただきたい、ということをお私は要望してこういった取り下げというところまで出させていただきました。

以上です。

○先川議長

ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○先川議長

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論あり)

○先川議長

討論がありますので、まず本件に対する反対討論の発言を許します。

2番 新田和明君。

○新田議員

先ほど、細かく熊高議員からも説明がありましたけれども、種子（たね）を農家、農民が自家増殖することを原則禁止とする種苗法改定案の取り下げを求める意見書の採択を求める請願書について、反対の立場から意見を申し述べさせていただきます。

種苗法の一部改正は、現時点で成案を得ている段階ではなく、今後も審査のプロセスで変わりえるものであります。現在検討されている改正に当たっては、様々な懸念があることは事実であります。先ほどおっしゃったとおりであります。行政は生産者団体と連携し、農業者に分かりやすく説明することが最も重要であると考えます。

したがって、現行法の問題点なども踏まえながら、十分に協議し、国民の皆様への不安や疑問を払拭できるよう、慎重に検討いただく必要があります。よって、成案を得ていない議論も尽くされていない法案に対し、賛否を示すことはできないものとし、反対の討論とさせていただきます。

以上です。

○先川議長 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

13番 秋田雅朝君。

○秋田議員 ただいまの請願につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

種苗法とは、品種登録制度と指定種苗制度の2つの制度から、品種の育成振興と種苗の流通を適正化し、農業の発展を目指す法律とされています。

しかし、ここで課題としなければならない点として、種苗法は花やキノコなどを含む全ての農作物での新品種を育成した人の知的財産権を守る法律、いわゆる知的財産権を守って適正に栽培、流通させるための法律でございます。新品種を開発した個人、企業は、その品種登録を行い、農水省に受理されると25年、果実などは30年の間、育成者権という知的財産権が認められ、独占的な販売ができるようになり、先ほど述べさせていただいた種苗の流通を適正化し、農業の発展を目指す法律の役割が果たしてできるのだろうかという懸念がございます。

今回の改正案の主なポイントは、次の2つと言われております。

1つは、海外流出や特定地域以外での栽培を制限するものです。これは品種登録の際、国内の栽培を指定できる利用条件をつけられるもので、利用条件に違反した場合には、罰金が科せられるというものでございます。

2つ目として、登録品種の自家増殖を許諾性にするものでございます。これは農家の自家増殖、原則禁止の禁止品目として、登録されている品種に限り、これも先ほど述べさせていただいた育成者権者の許諾が得られるよう申請すれば、収穫物の一部を種苗として使うことが可能となるというものです。農水省は、増殖の実態を把握しないと抑制できないとして、先ほどの2点、栽培の制限と許諾性について説明しておりますが、このことでしっかり考えなければならない点は、改正案の許諾性等の内容が農家の基本的な権利と言える自家増殖を制限する可能性があるのではということと、また、このままでは農家の自家増殖自体が原則禁止になるのではという危機感があるということです。

実際、農水省が定める自家増殖禁止の品目は、2016年の82種から2019年には387種まで急拡大している現実がございます。さらには、登録品種が全くない野菜、例えばニンジン、ホウレンソウや果樹も対象に含まれるようになっていきます。

今後、考えられる懸念として、これまでの対象であった栄養繁殖の植物だけでなく、種子繁殖の植物も対象にしていくと農水省は考えているとの報道もあり、これは今後は食卓により近い作物が対象になっていく可能性があるということを意味しており、これがひいては食の安全につながっていくと考えられます。

この許諾性について、さらには日本の品種は公的関係機関で開発されたものが多いことから、高齢化した農業者の負担が大きくなるのでは。



いや、地域の農業の実態に合わないのでは、という問題点の懸念があります。

こうしたことを踏まえまして、政府には国民の理解が得られるような慎重審議を求め、また農業者、消費者の意見を聞く場を設け、それをもとにした改正案の策定を望むため、一旦この改正案の取り下げを求め、冒頭に述べさせていただきました、この改正案が真に農業の発展を目指し、農業にとって有効な法律となることを願い、賛成討論とさせていただきます。

○先川議長 次に、反対討論の発言を許します。

7番 石飛慶久君。

○石飛議員 まず、取り下げ、この種苗法の改定案の取り下げに対して反対をいたします。

取り下げをするということは、本当に大きな傾きといたしますか、動いているものが、とまってしまうという状況になります。1回とめてしまうと、せっかく目標値であった育成者権者の権利で、種子の海外流出、強いては日本の農業振興に対して大きな打撃をこうむるという状況になります。

農業の問題っていうのは、この自家増殖の問題というよりも、農家が今までもうからずに、多くの在来品種8割ぐらいですか、本当につくってないという状況。そういった現実には、農業でもうからず継続的にできなかったという根幹的な農業振興が今問われている。だから、育成者権者を守りつつ、もうかる農家、そしてまたそのもうかるということになると、どうしても中間苗者、団体、いろんなところで利権が絡んできます。そういった利権の中と自家増殖の権利、農家の権利、全くただで育成者権者が育成した種を使うというよりは、ある程度、許諾料を払うとかしてもいいんじゃないかと、個人的には思います。

ただ、今までのただで使える権利だから、それを許さないっていうのは現在の社会では合わない。ましてや資本主義の世の中です。そういった経済的な効果が、全く考えられなかったから、在来品種というものが農家が守っていけなかったというのが根本的な原因だと思います。

実際に在来品種で原始的な種子を使えば健康的で、本当に日本の食は安全っていうこともあると思います。それは本当にDNAをいじって、変な遺伝子組みかえをするような種子を食べるようなことになると、本当に健康にも害する。それは消費者にもかかわってくるという、本当に大変な問題がかかわっているとと思います。

ですから、せっかく進めている今の法改正プラスアルファ、どんどんどんどん多くの課題を積み上げて解決して慎重審議に、そして法をまとめていくという、お互いが寄り添う形で、進めていくべきだということで、取り下げではなく、慎重審議に継続的にやっていけということを願いたいと思い、反対といたします。

○先川議長 次に、賛成討論の発言を許します。

5番 山根温子さん。

○山根議員 賛成討論をいたします。

今回、同僚議員からも反対討論をいただきました。育成者権者を守らなければならない中で種苗法の改正が出てきましたが、海外流出ですね。日本の国内で、大切に新しく開発された種苗が海外流出して、向こうで売られる。本当に苦い思いをしている農家はたくさんおられます。

けれども、そこを守るのは、国際法です。国内法でいかにハードルを高くしても、海外流出するところをとめるわけにはいきません。国際法でも、UPOVという条約を日本は75カ国と結んでいると聞いております。その75カ国に国際法として、日本の種苗を守るためには、各国にその登録をしなければいけない。その登録に対して日本は2分の1しか支援をしてません。

そういう中で、農水省も海外への流出を国際法で守っていくには、品種登録をするしかないと言っているところです。そこをしっかりとせず、まずは種苗法、国内法で農家の自家採取権に負担をかける。さらに、ハードルを高くするということは、今やっていいのか。さらには全体的に考えますと、2017年に種子法が廃止され、さらに同時期に農業の競争力、強化支援法が成立しました。

これによって、今ある独立行政法人の試験研究機関、都道府県が持っている種苗の生産に関する治験は、民間事業者への提供を促進することが明記されました。さらに、今回、種苗法が改正されると、その育成者権者の持つものは海外の企業にとっても、入りやすくなる。持ちやすくなるということです。

現在、登録品種を農水省が省令で決めておりますが、2016年に82種、2019年3月には387種までふえております。今回のこの種苗法改正の慎重審議は必要ですが、可決された場合、この品種数はさらにぐっとふえていくと思います。ある意味、経済的なことも言われましたけれども、この登録品種がふえれば、農家の負担は大きくなります。その負担を減らすために、一般農家は一般品種に動きます。一般品種を購入するにあたって、その一般品種の90%が一般品種と言われてますけれども、種苗の。その90%のうち、70%は海外企業です。海外の企業の種苗に対してお金を払うようになる。そういう流れがしっかりと見据えていくと、今種苗法をここで改正することが日本の農業にとっていいのか。

今後については、欧州では農家の小規模農家への許諾料の支払いを免除するような規定もございます。そういうところにもしっかりと目を向けてやらなければいけないけれども、今国が慎重審議と言われても、これが改正されたのちには、すぐに登録品種のほうにふえていく。海外にまた治験も流出していく。そういうところが本当に懸念されるところでございますし、今まずは取り下げただいて、改めてしっかりと慎重審議の中、また農家の理解を得ながら、現状をしっかりと見据えた法律となるように考え、今回は取り下げに賛成するものでございます。

- 先川議長 次に、反対討論の発言を許します。  
(反対討論なし)
- 先川議長 反対討論なしと認めます。  
次に、賛成討論の発言を許します。  
(賛成討論なし)
- 先川議長 賛成討論なしと認めます。これをもって、討論を終結いたします。  
これより、請願第1号「種子(たね)を農家・農民が自家増殖することを原則禁止とする種苗法改定案の取り下げを求める意見書の採択を求める請願書」の件を起立により採択いたします。  
本件に対する委員長の報告は、採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 先川議長 起立多数であります。よって、本件は採択することに決定いたしました。



日程第10 議案第51号 令和2年度安芸高田市一般会計補正予算(第5号)

- 先川議長 日程第10、議案第51号「令和2年度安芸高田市一般会計補正予算(第5号)」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 児玉浩君。
- 児玉市長 皆さん、おはようございます。  
議員の皆様には、御多用の中、御参集いただき、誠にありがとうございます。  
さて、本日は追加議案として、予算関係1議案を提出させていただきます。  
どうぞよろしく御審議をお願い申し上げます。  
議案第51号「令和2年度安芸高田市一般会計補正予算(第5号)」について、提案理由の御説明を申し上げます。  
新型コロナウイルス感染症対策に関する3回目の補正予算でございます。  
本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、8,495万9,000円を追加し、予算の総額を227億3,560万6,000円とするものでございます。  
よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。
- 先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
企画振興部長 猪掛公詩君。
- 猪掛企画振興部長 それでは、令和2年度安芸高田市一般会計補正予算(第5号)の要点の説明をいたします。  
このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、

歳入歳出それぞれ8,495万9,000円を追加し、予算の総額を227億3,560万6,000円とするものでございます。

補正予算書の8ページ、9ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、15款の国庫支出金は、8,495万9,000円の増額でございます。

右側、説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が2,779万1,000円の増、母子家庭等対策総合支援事業補助金が3,215万6,000円の増、3節幼稚園費補助金、教育支援体制整備事業費補助金が40万円の増、5節学校教育費補助金、オンライン学習環境整備費補助金が250万円の増、感染症対策費補助金が694万円の増、教育支援体制整備事業費補助金が1,517万2,000円の増でございます。

続いて、10、11ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款総務費、1項7目企画調整事業費58万5,000円の増額は、広島広域都市圏協議会に係ります神楽まちおこし協議会負担金でございます。

3款民生費、2項3目ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費3,215万6,000円の増額は、国の補正予算であります母子家庭等対策総合支援事業を行うためのものでございます。

4款衛生費、1項6目葬斎場運営費272万1,000円の増額は、電動柩運搬台車などを購入するものでございます。

7款商工費、1項2目商工業振興事業費700万円の増額は、詳細をただいま検討しておりますプレミアム付商品券発行に伴う事務的経費を計上するものでございます。

9款消防費、12、13ページをお開き願います。

1項4目災害対策費55万2,000円の増額は、避難所の対策として、スポットクーラーの借上料などを計上するものでございます。

10款教育費、1項2目情報教育推進基盤整備事業費794万2,000円の増額は、緊急的な学校の臨時休業におきまして、家庭での学習を継続できるよう、貸し出し可能なモバイルWi-Fiルーターを購入するものでございます。

3目学力向上推進事業費1,517万2,000円の増額は、学習補助員等を増員するための費用を計上するものでございます。

2項1目小学校管理費794万4,000円、及び、3項1目中学校管理費593万7,000円の増額は、学校再開を支援する経費を国が緊急的に措置するため、必要額を計上するものでございます。

次に、14、15ページをお開き願います。

5項5目図書館運営事業費292万6,000円の増額は、在宅を推奨する観点から、図書資料の充実などを行うものでございます。

6項1目体育施設維持管理費70万8,000円の増額は、吉田サッカー公園のトレーニング室に換気設備を設置するための工事請負費などを計上するものでございます。

次に、説明資料のほうを御覧いただきまして、1ページをお開き願います。

この説明資料では、先ほど説明しました予算の概要を、部局ごとに主な内容と一緒に記載をしているものでございます。ご参考いただければと思います。

以上で要点の説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第51号「令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
この際11時30分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11 発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

○先川議長 日程第11、発議第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 発議第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書」につきまして、提案理由を申し上げます。

地方自治体は、子育て支援、医療・介護などの社会保障、災害対策、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、防災・減災事業の実施、加えて新型コロナウイルス感染防止対策と、新たな政策課題に直面しています。今後さらに地方財政の確立を目指すことがますます重要となっていきます。

安芸高田市におきましても、少子高齢化、人口減少が急激に進み、このまま続けば市税の減少、普通交付税の配分が減り、財政的に非常に厳しい状況が続くものと予想されます。

近年、人口減対策に向け「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にも挑戦しています。

これからも、市民の皆さんのニーズに応えるため、私たちは、安定した財源確保に向け、最大限の努力をする必要があります。

このため、来年度（令和3年度）の地方財政予算全体の安定確保に向け、政府に対して「地方財政の充実・強化」を求める意見書を提出するものであります。

よろしく願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
（質疑なし）

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。
（討論なし）

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより発議第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
~~~~~○~~~~~

日程第12 発議第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

○先川議長 日程第12、発議第3号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

総務企画常任委員長 宍戸邦夫君。

○宍戸総務企画常任委員長 発議第3号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書について」提案理由の説明を申し上げます。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところであります。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有する、ふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止など、多大な貢献をしております。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を

今後も持続していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要であります。

過疎地域が、ここに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要であります。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く求め、意見書を提出するものであります。

何とぞ、議員の皆様の御理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより発議第3号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書について」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。  
~~~~~○~~~~~

日程第13 発議第4号 種苗法の改正に関する意見書について

○先川議長 日程第13、発議第4号「種苗法の改正に関する意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員長 熊高昌三君。

○熊高産業建設常任委員長 種苗法の改正に対する提案理由を申し上げます。
発議第4号「種苗法の改正に関する意見書について」提案理由を申し上げます。

先ほど採択されました、種子（たね）を農家・農民が自家増殖することを原則禁止する種苗法改定案の取り下げを求める意見書の採択を求める請願に対して発議するものでございます。

内容は、政府が第201回国会に提出し、継続審査となった種苗法の改正案は、登録品種の自家増殖には育成者権者の許諾が必要で、農家の自家増殖の権利を著しく制限するものとなり、新たな種子の購入費等、農家の経営の圧迫につながりかねないこと。

また、許諾を必要とするのは登録品種に限るとしているが、一般品種が登録される可能性と、一般品種が変異したものを、特性表により登録

品種と判定される可能性が否定できない中、極めて丁寧な審議と国民への情報公開が求められています。

こうした状況を踏まえ、自家増殖の制限について、試験研究等の機関、農業者並びに消費者の意見を十分に聞く機会を設けることとともに、種苗法の改正案の取り下げの要望を、ここに発議し、内閣総理大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長に対し、意見書を提出するものでございます。

何とぞ議員皆様の御理解をいただきますようお願いし、提案理由といたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

2番 新田和明君。

○新田議員 種苗法改正に関する意見書ということで、先ほど委員長のほうから説明がありました。

先ほどの言葉に重複いたしますけれども、農林水産大臣の種苗法改正についてという記者会見の中で、このようなコメントもありました。市場に流通している品種のほぼほぼが占めているのが一般品種であると。一般品種については、何の制限もないし、種苗法が改正されても何も変わるものではありません。

例えば、米であれば84%、ミカンであれば98%、リンゴだと96%が一般品種であり、制限がギュッとかかるようなイメージの報道がありますが、実は一般品種が多く、登録品種が多くなることを御理解いただきたいと思います。とあり、農家が苦労してつくり上げたものが、海外にとられることが断じてあってはならない。とあり、さらに、本来農家が得るべき利益を第三者によって毀損されることを防ぐために、今回の種苗法の改正を議論いただくとされています。

次期国会では、様々な方面からの要望を取り入れ、審議を行っていただき、農業生産者、育成者権者の声を受け止め、種苗法の早期成立が必要と考えます。

種苗法の目的は、農家を守る法案であります。私は種苗法の改正案の取り下げの必要はないと思いますが、どのようにお考えか伺います。

○先川議長 答弁を求めます。

11番 熊高昌三君。

○熊高産業建設常任委員長 先ほどもいろいろ議論をした中に重複しますが、基本的には一般品種の変異したものを特性表により、登録品種と判定される可能性が否定できないなど、極めて曖昧な部分もたくさんあります。

そういったことを原点に戻って、しっかり議論をするということが大事だろうというふうな趣旨で、今回そういった内容を十分吟味できることを含めて、取り下げて、しっかりスタートを切っていただきたいということの思いで、この提案を申し上げます。

○先川議長 ほかに質疑はありませんか。

7番 石飛慶久君。

○石 飛 議 員 この種苗法の改正に關しましての意見書ですが、育成者権者の権利というものが全く無視されて、逆に自家増殖の制限を受ける農業者に対して、どうなのという意味合い。相反する権利者同士の話で、こういった事案に対して議会として公正な判断をするということになると、片方だけに力を入れるのではなくて、双方の意見を慎重に受け止めて、前へ進めるような要望、議会人として意見を発する必要があると思いますので、その辺はどのように思われますでしょうか。

○先 川 議 長 答弁を求めます。

11番 熊高昌三君。

○熊高産業建設常任委員長 今回の質疑にあったようなことを、先ほどの議論の中でも申し上げましたが、育苗者の権利を阻害するというのを私たちは考えておるわけではありません。そういったものもしっかりやりながら、小規模農家も含めて、日本の農家をしっかりと守るための議論をしっかりしていただきたいということで、今おっしゃったようなことも含めて、しっかりと原点に立ち返って、しかしスピード感を持って、そういった課題に対して対応できるような法律案を出していただきたいということの趣旨で、この提案を申し上げます。

以上です。

○先 川 議 長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先 川 議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論あり)

○先 川 議 長 討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

2番 新田和明君。

○新 田 議 員 種苗法改正に関する意見書に対し、反対の立場から意見を申し述べさせていただきます。

種苗法の改正は、現時点では先ほども言いましたが、成案を得ている段階ではなく、今後の審査のプロセスなどで変わりえるものであります。熊高委員長がおっしゃったことも私は理解しておりますけれども、現在検討されている改正案に当たっては、様々な懸念があることは事実で、行政や生産者団体と連携し、農業者に分かりやすく説明することが本当に重要と考えます。

現行法の問題点などを踏まえながら十分に協議し、国民の皆様が不安や疑問を払拭できるよう、慎重に検討いただく必要もあります。

よって、成案を得ていない法案に賛否を示すことはできないものとし、種苗法の改正に関する意見書の提出は反対とさせていただきます。

以上です。

○先 川 議 長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(討論なし)

○先川議長 賛成討論なしと認めます。
次に、本案に対する反対討論の発言を許します。
7番 石飛慶久君。

○石飛議員 請願第1号のところでも反対討論させていただきましたので、質疑等などで同じことを言うようではありますが、この種苗法の改正に関する意見書の提出について反対するものでございます。

取り下げをするというよりは、他市町の状況では千葉市、京都市、三重県など、人と命と環境を育む日本の農業を確実に維持するため、この種苗法改正に伴う条件として、地域の農業振興を資するために必要な法改正をすること。農家が登録品種の自家増殖を行う際の許諾制については、手続や費用等が農家にとって最小限の負担となる制度設計を行う。種子法の廃止後も引き続き地方交付税措置を行うことを要望する。種子というものは、知的公共財産であって、守っていかなくちゃいけない。ですから、今の法改正を取り下げるものではなく、慎重に審議して結論を詰めていていただきたいことを要望して、私の反対討論とさせていただきます。

○先川議長 ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより発議第4号「種苗法の改正に関する意見書について」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 閉会中の継続審査の件について

○先川議長 日程第14「閉会中の継続審査の件について」を議題といたします。  
議会運営委員長及び各常任委員長から、閉会中の継続審査及び閉会中の継続調査の申出が提出されております。  
本件につきましては、これを承認することに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。  
以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。  
これにて令和2年第2回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前11時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員